

第二十三回国会
衆議院
地方行政委員會議録第十号

昭和三十年十二月十六日(金曜日)

午後零時十九分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 龜山 孝一君 理事 鈴木 直人君

理事 永田 亮一君 理事 古井 喜實君

理事 吉田 重延君 理事 門司 亮君

青木 正君 唐澤 俊樹君

川崎 末五郎君 木崎 茂男君

瀨田 三三君 櫻内 義雄君

渡海 元三郎君 徳田 與吉郎君

灘尾 弘吉君 丹羽 兵助君

山崎 巖君 北山 愛郎君

五島 虎雄君 中井 徳次郎君

西村 彰一君

出席國務大臣

國務大臣 大藤 唯男君

國務大臣 太田 正孝君

出席府委員長

法制局長 高辻 正巳君

警察局長 石井 榮三君

自治政務次官 早川 崇君

總理府事務官(自治庁) 後藤 博君

財政部長 後藤 博君

委員外の出席者

専門員 円地 与四松君

十二月十六日

委員 徳田 與吉郎君 及び 坂本 泰良君 辭任につき、その補欠として 田中 伊三

次君 及び 八百板 正君 が議長 の指名で

委員に選任された。

同日

委員 田中 伊三 次君 辭任につき、その

補欠として 徳田 與吉郎君 が議長 の指

名で委員に選任された。

十二月十五日

地方財政再建促進特別措置法案(第

二十二回国会閣法第一一五号、参議

院繼續審査)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方財政再建促進特別措置法案(第

二十二回国会閣法第一一五号、参議

院繼續審査)

警察に関する件

請願審査小委員長より報告聴取

請願

一 積雪地方のスキー場建設に對

する起債措置に関する請願(八

田員義君紹介)(第二号)

二 同(平田ヒデ君紹介)(第四八

号)

三 同(松井政吉君紹介)(第四九

号)

四 地方財政再建促進特別措置法

制定に関する請願(上林山榮吉

君紹介)(第三号)

五 地方交付税における高校単位

費引上げに関する請願(關谷勝

利君紹介)(第三七号)

六 同(佐竹晴記君紹介)(第四六

号)

七 同(小平忠君紹介)(第四七号)

八 同(松浦東介君紹介)(第六八

号)

九 公衆浴場業に対する事業税輕

減に関する請願(渡海元三郎君

紹介)(第三八号)

一〇 地方交付税増額に関する請願

(愛知揆一君紹介)(第六七号)

一一 娛樂施設利用税の税率改正に

関する請願(片島港君紹介)(第

七〇号)

一二 地方交付税における高校単位

費引上げに関する請願(安平鹿

一君紹介)(第一二二号)

一三 町村公共事業費の補助金交付

に関する請願(高木松吉君紹介

(第一二三号)

一四 地方交付税法の一部改正に關

する請願(川野芳滿君外五名紹

介)(第一五八号)

一五 宮崎県に対する特別交付税の

わく増額に関する請願(小山長

規君外五名紹介)(第一五九号)

一六 宮崎県に対する起債の特別わ

く設定に関する請願(相川勝六

君外五名紹介)(第一六〇号)

一七 市町村道整備費の財源付与に

関する請願(野田卯一君外七名

紹介)(第二二二号)

一八 合併市町村育成法制定に關す

る請願(野田卯一君外七名紹

介)(第二二三号)

一九 クリーニング業に対する事業

税輕減に関する請願(松田竹千

代君紹介)(第三一〇号)

二〇 小型車両に対する自動車税を

市町村に移譲の請願(町村金五

君紹介)(第三二九号)

二一 地方財政確立に関する請願

(町村金五君紹介)(第三三〇号)

二二 大和町役場の建築起債増額

に関する請願(愛知揆一君紹介)

(第三三一号)

二三 水害被災地方公共団体に対す

る特別交付税の金額配付等に関

する請願(町村金五君紹介)(第

三五五号)

二四 地方交付税における高校単位

費引上げに関する請願(黒金泰

美君紹介)(第三六五号)

二五 同(小林郁君紹介)(第四一七

号)

二六 遊樂飲食税の地域差設定等に

関する請願(永山忠則君紹介)

(第四九四号)

〇 大矢委員長 これより會議を開き

ます。

まず昨十五日付託せられました地方

財政再建促進特別措置法案を議題とい

たします。本案の提案理由につきまし

ては、すでに前国会において聴取いた

しておりますので、これに対する説

明は省略することに、ただいま理事會

で決定いたしました。

地方財政再建促進特別措置法案

地方財政再建促進特別措置法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、地方公共団体

の財政の再建を促進し、もって地

方公共団体の財政の健全性を確保

するため、臨時に、地方公共団体

の行政及び財政に關して必要な特

別措置を定めるものとする。

(財政再建計画の策定)

第二条 昭和二十九年において、

歳入が歳出に不足するため昭和三

十年年度の歳入を繰り上げてこれに

充て、又は実質上歳入が歳出に不

足するため昭和二十九年年度に支払

うべき債務の支払を昭和三十年年

度に繰り延べ、若しくは昭和二十九

年度に執行すべき事業を昭和三十

年度と繰り越す措置を行つた地方

公共団体(以下「昭和二十九年年度

の赤字団体」という。)で、この法

律によつて財政の再建を行おうと

するものは、当該昭和二十九年年度

の赤字団体の議会の議決を経て、

その旨を政令で定める日までに自

治庁長官に申し出て、自治庁長官

が指定する日(以下「指定日」と

いう。)現在により、財政の再建に

關する計画(以下「財政再建計画」

という。)を定めなければならない。

2 前項の歳入又は歳出は、当該昭

和二十九年年度の赤字団体の一般會

計及び特別會計のうち次の各号に

掲げるものの以外のものに係る歳入

又は歳出で、これらの一般會計及

び特別會計相互間の重複額を控除

した純計によるものとする。

一 地方公營企業法(昭和二十七

年法律第二百九十二号)第二条

第一項に規定する地方公營企業

及び同法同条第二項の規定によ

り同法の規定の全部又は一部を

適用する地方公營企業以外の企

業に係る特別會計

二 前号に掲げるもののほか、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六條に規定する公営企業に係る特別会計

三 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

3 財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに続くおおむね七年度以内に歳入と歳出との均衡が実質的に回復するように、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第二号ニに掲げる事項については、財政の再建のため特に必要と認められる昭和二十九年度の赤字団体に限る。

一 財政の再建の基本方針

二 次に掲げる財政の再建に必要な具体的措置及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額

イ 第十二條の規定による地方債の償還を含めて、毎年度実質上歳入と歳出とが均衡を保つことを目標とする経費の節減計画

ロ 指定日の属する年度以降の年度分の租税その他の収入について、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画及びその実施の要領

ハ 指定日の属する年度の前年度以前の年度分の租税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画及びその実施の要領

ニ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四條第二項各号若しくは第五條第二項各号に掲げる普通税について標準税率（個人に対する道府県民税の所得割にあつて

は、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。）をこえる税率で課し、又は同法第四條第三項若しくは第五條第三項の規定による普通税を課することによる租税の増収計画

三 指定日の属する年度以降第十二條の規定による地方債の償還を完了する年度までの間における各年度ごとの歳入及び歳出に關する総合的計画

四 第十二條の規定による地方債の各年度ごとの償還額

五 前各号に掲げるもののほか、財政の再建に必要な事項（財政再建計画の承認及び予算の調製）

第三條 前條第一項の規定による財政再建計画は、昭和二十九年度の赤字団体の長が作成し、当該昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決を経て、自治庁長官の承認を得なければならぬ。この場合において自治庁長官は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように、当該財政再建計画に必要な条件を付けて、当該財政再建計画を承認することができ

2 昭和二十九年度の赤字団体の長は、財政再建計画を作成しようとする場合においては、あらかじめ、当該昭和二十九年度の赤字団体に執行機関として置かれる委員会及び委員並びに委員会の管理に属する機関の意見を聞かなければならない。

3 自治庁長官は、第一項の規定に

より財政再建計画を承認しようとする場合において、当該財政再建計画のうち、各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が所掌する事業で国が負担金、補助金その他これに類するもの（以下「負担金等」という。）を支出するものに係る部分が含まれているときは、あらかじめ、当該負担金等に係る事業を所掌する各省各庁の長に協議しなければならぬ。

4 前三項の規定は、財政再建計画について承認を得た昭和二十九年度の赤字団体（以下「財政再建団体」という。）が当該財政再建計画について変更（政令で定める軽微な変更を除く。）を加えようとする場合について準用する。

5 災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することとなつたため、財政再建計画を変更する必要があるが、あらかじめその変更について自治庁長官の承認を得ないときは、財政再建団体は、事後において、遅滞なく、その変更について自治庁長官の承認を得なければならぬ。第一項後段及び第三項の規定は、この場合について準用する。

6 財政再建団体の長は、財政再建計画に基いて予算を調製しなければならぬ。

（財政再建計画の公表）

第四條 財政再建団体は、財政再建計画の承認があつた場合においては、その要領を住民に公表しなければならぬ。財政再建団体が自

治庁長官の承認を得て財政再建計画を変更した場合においても、また同様とする。

（財政再建計画の承認の通知）

第五條 自治庁長官は、財政再建計画を承認した場合においては、遅滞なく、当該財政再建計画に含まれている国が負担金等を支出する事務に關する部分を当該負担金等に係る事務を所掌する各省各庁の長に通知しなければならぬ。

2 自治庁長官は、市町村に係る財政再建計画を承認した場合においては、その旨及び当該財政再建計画の要旨を、遅滞なく、関係都道府県知事に通知しなければならぬ。

（国、他の地方公共団体及び公共的団体等の協力）

第六條 国、他の地方公共団体及び公共的団体その他これに準ずる団体は、財政再建計画の実施について、当該財政再建団体に協力しなければならぬ。

（国の直轄事業の実施に關する自治庁長官への通知）

第七條 各省各庁の長は、土木事業その他の政令で定める事業を財政再建団体に負担金を課して国が直接で執行しようとするときは、当該事業の実施に着手する前（年度を分けて実施する場合にあつては、年度ごとの事業の実施に着手する前）に、あらかじめ、当該事業に係る経費の総額及び当該財政再建団体の負担額を自治庁長官に通知しなければならぬ。当該事業の事業計画の変更により財政再建団体の負担額に著しい変更を生ずる

場合においても、また同様とする。（長と委員会等との関係）

第八條 財政再建団体に執行機関として置かれる委員会及び委員並びに委員会の管理に属する機関は、その所掌事項のうち、財政再建計画の達成に著しい障害を与えると認められる予算の執行その他政令で指定する事項の執行については、あらかじめ、当該財政再建団体の長に協議しなければならぬ。（都道府県教育委員会と市町村教育委員会との関係）

第九條 財政再建団体である都道府県においては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一條及び第二條に規定する職員（以下「市町村立学校職員」という。）の当該都道府県の区域内にある市町村ごとの定数は、同法第三條の規定にかかわらず、当該都道府県の教育委員会があらかじめ当該市町村の教育委員会と協議して定めるものとする。

2 財政再建団体である都道府県の教育委員会は、市町村立学校職員給与負担法第一條に規定する給料その他の給与について教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五條の四第一項又は市町村立学校職員給与負担法第四條第一項の規定により定められている当該都道府県の条例の実施については、当該都道府県の区域内の市町村の教育委員会に対し、当該都道府県の財政の再建のため必要と認められる一般的指示をすることができ

（事務局等の組織の簡素化）

第十條 財政再建団体は、他の法令

の規定にかかわらず、財政再建計画で定めるところにより、それぞれ条例、規則、当該財政再建団体に置かれてある委員会若しくは委員の定める規則その他の規程で、議会、長又は当該委員会若しくは委員若しくはは委員会の管理に属する機関（以下本条中「委員会等」という。）の事務局、局部その他の事務局（以下本条中「事務局等」という。）の部課の数を減ずることが出来る。

2 財政再建団体は、財政再建計画

で定めるところにより、当該財政再建団体の長の事務を補助する職員を議会の議長若しくは委員会等の命を受けて議会若しくは委員会等の事務局等の所掌する事務に従事させ、又は当該財政再建団体の長の事務を補助する職員を議会若しくは委員会等の事務に従事する職員と兼ねさせることができる。

（長と議会との関係）

第十一條 昭和二十九年年度の赤字団体の議会の議決が第一号若しくは第二号に該当し、又は財政再建団体の議会の議決が第三号若しくは第四号に該当すると認められる場合においては、当該昭和二十九年年度の赤字団体又は財政再建団体の長は、それぞれ当該議決があつた日から起算して十日以内に、理由を示してこれを再議に付することができる。

一 第二條第一項の規定による財政の再建の申出に関する議案について否決したとき。
二 第三條第一項の規定による財

政再建計画に関する議案を否決したとき。

三 第三條第四項の規定による財政再建計画の変更に関する議案を否決したとき。

四 自治庁長官の承認を得た財政再建計画の達成ができなくなることを認められる議決をしたとき。

2

昭和二十九年年度の赤字団体の議会が第一号又は第二号に掲げる議案について、財政再建団体の議会が第三号又は第四号に掲げる議案について、それぞれ当該昭和二十九年年度の赤字団体又は財政再建団体の長の長が当該議案を提出した日から起算して三十日以内に議決しない場合又は当該議案を提出した議会の会期中に議決しない場合においては、当該昭和二十九年年度の赤字団体又は財政再建団体の長は、当該議案を提出した日から起算して三十日を経過した日又は当該議会の会期が終了した日の翌日から起算して十日以内に、当該議案を再提出することができる。この場合において、議案が閉会中であるときは、当該議案が提出された議会の会期が終了した日の翌日から起算して十日以内に議案を招集しなければならぬ。

一 第二條第一項の規定による財政の再建の申出に関する議案
二 第三條第一項の規定による財政再建計画に関する議案
三 第三條第四項の規定による財政再建計画の変更に関する議案
四 自治庁長官の承認を得た財政再建計画の達成について欠くことができない事項に関する議案

（財政再建債）

第十二條 財政再建団体は、昭和二十九年年度における歳入の不足に充てるため及び第三條第一項の規定による財政再建計画の承認があつた日から財政再建計画による財政の再建が完了する年度の前年度の末日までの間に、財政再建計画に基づく職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四條第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）又は市町村立学校職員（以下本条中「退職職員」という。）に支給すべき退職手当の財源に充てるため、地方財政法第五條第一項ただし書の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定による地方債（以下「財政再建債」という。）の額は、次の各号に掲げる金額の範囲内で、当該財政再建団体の財政の再建のため必要と認められる額とする。
一 昭和二十九年年度において歳入が歳出に不足するため、昭和三十一年年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額
二 実質上歳入が歳出に不足するため、昭和二十九年年度に支払うべき債務でその支払を昭和三十一年年度に繰り延べた額又は昭和二十九年年度に執行すべき事務に係る歳出予算の額で昭和三十一年年度に繰り越した額から当該支払又は事業の財源に充当することが出来る特定の歳入で昭和二十九年年度に収入されなかつた部分に相当する額その他政令で定める額を控除した金額

三 退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため必要な金額

3

国は、財政再建団体が第一項の規定により起した財政再建債のうち国以外のものが引き受けたものについて、昭和三十一年度以降において当該財政再建債の償還者の申出があつたときは、資金運用部資金（資金運用部資金法（昭和二十六年法律第九号）第六條の資金運用部資金をいう。）又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金（以下本条中「政府資金」という。）の状況に應じ、百五十億円を限度として、なるべくすみやかに、当該財政再建団体が直ちに当該償還者に係る財政再建債の償還に充てることを条件として、政府資金を当該財政再建団体に融通するようにするものとする。

（財政再建債の償還）
第十三條 財政再建債は、前條第二項第一号又は第二号の規定によるものにあつては指定日の属する年度の翌年度以降おおむね七年度以内に、同条同項第三号の規定によるものにあつては当該財政再建債を起した日の属する年度の翌年度以降三年以内、それぞれ財政再建計画に基き償還しなければならない。

第十四條 財政再建団体が財政再建債を起し、並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更しようとする場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十

七号）第二百五十條の規定にかかわらず、自治庁長官の許可を受けなければならない。この場合においては、自治庁長官は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

（財政再建債の利子補給）

第十五條 国は、毎年度予算の範囲内で、財政再建債で利息の定率が年三分五厘をこえるものにつき、政令で定める基準により、年五分の定率を乗じて得た額を限度として、当該財政再建債の当該年度分の利子支払額のうち、利息の定率を年二分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該財政再建団体に補給することができる。

（財政再建債の促進）

第十六條 財政再建債の促進を図るため、自治庁に、財政再建債の促進を推進する委員会を置く。

2 財政再建債の促進を推進する委員会は、自治庁長官の諮問に應じ、財政再建債の促進の促進について審議し、自治庁長官及び関係行政機関の長に対し意見を申し述べるものとする。

3 財政再建債の促進を推進する委員会は、委員十人をもつて組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

- 一 自治庁次長
- 二 大蔵事務次官
- 三 郵政事務次官
- 四 都道府県知事を代表する者一人
- 五 市長を代表する者一人
- 六 町村長を代表する者一人

七 日本銀行總裁

八 金融界を代表する者二人

九 学識経験を有する者一人

5 委員の任期は、二年とし、再任されることが妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 委員は、非常勤とする。

7 前五項に定めるもののほか、財政再建債の促進審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(国の負担金を伴う事業に対する特例)

第十七条 財政再建団体のうち次の各号の一に該当するものが行う国の負担金を伴う国の利害に重要な關係がある事業及び国が当該財政再建団体に負担金を課して直轄で行う事業で政令で定めるものについては、当分の間、政令で定めるところにより、当該事業に要する経費の負担割合について、特別の定をすることができ。

一 財政再建計画に基づく財政の再建が完了するまでに五年度以上を要する財政再建団体

二 前号に掲げるもののほか、第二条第二項に規定する一般会計又は特別会計に係る当該年度の前年度末現在における地方債の現在高が地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十五条の規定により算定した当該年度の前年度の基準財政需要額に政令で定める率を乗じて得た額をこえる財政再建団体

(助言その他の必要の援助の請求)

第十八条 昭和二十九年度の赤字団体又は財政再建団体は、財政再建

計画を策定し、又はこれを実施するため必要があるときは、自治庁長官その他関係行政機関の長に対し、助言その他必要の援助を求めることができ。

(報告及び公表)

第十九条 財政再建団体は、毎年九月三十日までに、前年度における決算との關係を明らかにした財政再建計画の実施状況を自治庁長官に報告するとともに、その要旨を住民に公表しなければならない。

2 財政再建団体は、総理府令で定めるところにより、毎年度、資金計画を自治庁長官に報告しなければならない。

(監査)

第二十条 自治庁長官は、必要に応じて、財政再建団体について財政再建計画の実施の状況を監査するものとする。

(財政運営の改善のための措置等)

第二十一条 自治庁長官は、財政再建団体の財政の運営がその財政再建計画に適合しないと認める場合においては、財政の運営を財政再建計画に適合させるため、当該財政再建団体に對し、予算のうちその過大であるため財政再建計画に適合しないと認められる部分の執行を停止することその他当該財政再建団体の財政の運営について必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 自治庁長官は、地方行政又は地方財政に係る制度の改正等の特別の理由により、財政再建団体の財政再建計画を変更する必要がある

と認める場合においては当該財政再建団体に対し、当該財政再建計画の変更を求めることができる。

3 財政再建団体が前二項の規定による求めに応じなかった場合においては、自治庁長官は、第十五条の規定による財政再建債の利子の補給を停止することができ。

(財政再建債を起さないで行う財政の再建)

第二十二条 昭和二十九年度の赤字団体が第十二条の規定による財政再建債を起さないで財政の再建を行うこととした場合においては、第十二条から第十五条まで、第七條及び前二條の規定は、当該昭和二十九年度の赤字団体については、適用しない。

2 昭和三十年度以降の年度において、歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げてこれに充て、又は実質上歳入が歳出に不足するため当該年度に支払うべき債務の支払を翌年度に繰り延べ、若しくは当該年度に執行すべき事業を翌年度に繰り越す措置を行った地方公共団体ですでに財政再建団体となつてゐるもの以外のもの(以下「歳入欠陥を生じた団体」といふ。)、は、当分の間、第二条第一項の規定により財政の再建を行うことを申し出ることができ。

第二條第二項及び第三項、第三條から第十一條まで並びに第十八條及び第十九條の規定は、第二條第一項の規定により財政の再建を行うことを申し出た歳入欠陥を生じた団体が行う財政の再建について準

用する。

(歳入欠陥を生じた団体の地方債の制限等)

第二十三条 地方財政又は地方行政に係る制度の改正等により、地方財政の基礎が確立した年度以降の年度で政令で定める年度以降においては、歳入欠陥を生じた団体で政令で定めるものは、地方財政法第五條第一項ただし書の規定にかかわらず、前條第二項の規定によつて財政の再建を行う場合でなければ、地方債をもつて同法同條同項第二号、第三号又は第五号に掲げる経費の財源とすることができな。ただし、政令で定める事業に要する経費の財源とする場合においては、この限りでない。

2 昭和二十九年度の赤字団体又は歳入欠陥を生じた団体は、当分の間、他の地方公共団体又は公共的団体その他政令で定める者に対し、寄附金、負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」といふ。))を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国に移管しようとする場合における国と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等であつて、自治庁長官の承認を得たものについては、この限りでない。

(自治庁長官の権限の委任)

第二十五条 自治庁長官は、政令で定めるところにより、この法律に定める自治庁長官の権限のうち市町村に係るものの一部を都道府県知事に委任することができ。

(政令への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

退職させる場合)においては、その退職する職員又は市町村立学校職員に支給する退職手当の財源に充てため、地方財政法第五條第一項ただし書の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 地方公共団体は、当分の間、国(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條の規定に基づき設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九條に規定する地方支分部局並びに裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。))に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」といふ。))を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国に移管しようとする場合における国と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等であつて、自治庁長官の承認を得たものについては、この限りでない。

(自治庁長官の権限の委任)

第二十五条 自治庁長官は、政令で定めるところにより、この法律に定める自治庁長官の権限のうち市町村に係るものの一部を都道府県知事に委任することができ。

(政令への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項中地方財政法第五條第三項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 第二十四條第二項本文の規定は、この法律（前項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日前においてなされた国と地方公共団体との契約に基づいて、当該地方公共団体が寄附金等を支出する場合については、適用しない。

3 昭和三十一年度限り、第二條第三項第二号ニ中「個人に対する道府県民税の所得割にあっては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。」とあるのは、「個人に対する道府県民税の所得割にあっては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とし、個人に対する市町村民税の所得割にあっては、地方財政法第五條第三項の規定によつて算定した率とする。」と読み替へるものとする。

4 自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四條中第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第

号）の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定により財政再建団体の監査し、及び財政運営の改善のための措置等を行うこと。

第九條中第十八号を第十九号とし、同條第十七号の次に次の一号を加える。

十八 地方財政再建促進特別措置法の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定により財政再建団体について、その財政を監査し、及び財政運営の改善のための措置等を行うこと。

第十七條中第十五号を第十六号とし、同法第十四号の次に次の一号を加える。

十五 地方財政再建促進特別措置法の規定による地方公共団体の財政再建計画及びその変更の承認並びに同法第二十一條の規定による財政再建団体に対する措置等に関すること。

第二十四條の二を第二十四條の三とし、第二十四條の次に次の一条を加える。

（財政再建債消化促進審議会）
第二十四條の二 自治庁に、財政再建債消化促進審議会を置く。

2 財政再建債消化促進審議会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、地方財政再建促進特別措置法第十六條の定めるところによる。

5 地方財政法の一部を次のように改正する。

第五條第三項を次のように改める。

3 第一項第五号の場合における普通税の標準率は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十三條第二項の規定により課税総所得金額を課税

標準とし、又は同法同條第三項の規定により課税総所得金額から所得税額を控除した額を課税標準として市町村民税の所得割を課する場合にあっては、当該市町村の市町村民税の所得割の総額が同法同條第一項の規定により所得税額を課税標準として同項に規定する標準税率で課した場合における市町村民税の所得割の総額と同額となる税率とする。

第十二條第二項中「國家地方警察」を「警察庁」に改める。

6 地方財政法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第七号及び」を削る。

7 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

本則第二項を次のように改める。

2 政府は、昭和二十七年以前に國が直轄で行った事業についての負担金で、昭和三十一年三月三十一日現在においてまだ納付されていないものについては、政令で定めるところにより、昭和三十一年度において当該地方公共団体の発行する地方債の証券（港務局の発行する債券を含む。）をもつて納付させることができる。

8 昭和二十七年以前に國が直轄で行った事業についての負担金につき、改正前の地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律本

則第二項の規定に基いて定められた昭和二十九年年度の納付分に係る延滞利息については、なお従前の例による。

○大矢委員長 これより直ちに質疑に入ります。北山愛郎君。

○北山委員 地方財政再建促進については、前の国会で相当詳しい点まで質問しましたので、内容の点についてはまだ若干疑問もございしますが、大体おきまして、ただその当時と非常に状況が違つております。前国会で私も御承知のように従来の赤字のたな上げ、しかもその一部はたな上げといふことだけでは足りない、今年度だけで五、六百億の財源不足があるのではな

い、これに対する対策がまず必要である、あるいは前提条件である、どういふような主張をしたわけでありま

す。ところがその後、この臨時国会に地方財政に関する特別措置法が出て参りまして、政府の発表では百八十八億、實際は百六十億という財源措置を

されたわけでありまして。そういう対策を決定したわけでありまして。従つて本年度における一応の政府の対策といふものは、この二つの法案によつてまず大体わかつたという格好になりまし

た。そこで總決算的にちよつとお伺ひしておきたいのですが、そういったしますと、昭和二十九年年度の赤字が六百五十億、本年度の財政不足といふものは、これはいろいろ説がございしますが、五百億くらいはある、こういふふうに見られておるわけでありまして。大

十八億を引いて七百六十億という御計算ですが、こういう計算の仕方もあるかと思いますが、そのままそれが赤字に転嫁するというふうには、私は考えておりません。

○北山委員 この問題は前の国会でもいろいろ論議したのですが、私も七百六十億くらいが直ちに年度末の赤字になるといふふうには申し上げません。ただしかし財政計画と実績との食い違いといふものはこういうふうに大きいのですから、従って地方団体においては、税の徴収の上に、あるいは節約の上にあるいろいろな努力をしなければ、やはりこういうマイナスが計算上残る、こういうことに考えるのが妥当じゃないかと感じます。そういう意味で財政部長も今のこういう計算方法もあると言ったのだらうと思いますが、そういたしますと、何としても少しばかりの金額ならいいのですけれども、七百六十億、これに年度の〇・二五の分を加えまして約八百億、こういうふうな食い違いが財源措置をされないままに残っているのでは、従って年度の二つの法律によって行われた対策の結果、今年度末の赤字の見通しとしては、一体どういふふうになるであろうか、六百五十億の二十九年度末の赤字は減るであろうか、大体どの程度になるかというふうな見通しについては、自治庁はどういうふうな考えておられますか。

○後藤政府委員 百六十億の財源措置をいたしたもので、〇・二五の分を除いては従来のきびしい財政運営を堅持していく限りにおいては赤字が出ないであろう、また出さないように指導していきたい、かように考えておるのではありません。単年度としてであります。

○北山委員 単年度としては、今度の措置によって赤字が出ないと思えば従来の六百五十億という程度のものは残る、大体そういうふうにお考えのようであります。そこで差し返すようでございますが、こういうふうないわば節約なり増税なりでもって、何とか食い違いを処置しなければならぬという分がたゞさんあるものでありますから、その上にさらにこの年度末に新しい財政需要として〇・二五カ月の期末手当の問題が出てくるので、これはこういう事態から考えましても当然地方の節約によつてはできない、これだけははっきりしておると思うのですが、自治庁長官のこれに対する御見解を伺いたい。

○太田国務大臣 現在の三十年度の措置にいたしましても、節約するという条件においてたゞいま財政部長の言つたように、今までの赤字がふえるようなことはしない、ある意味で防止し得ると、こう申しましたときに、さらに〇・二五の問題が起つたのだからどうか、こういうお話でございます。この点につきましては、まだむろん私どもとしての強い見通しができませんが、相当困るところがあるということはお示しのように感じております。

○北山委員 それから〇・二五の問題ですが、せんだつての委員会におきましては全員でもって付帯決議をつけた。その付帯決議の中に、財源の捻出不能〇・二五カ月の要求をして、その財源が捻出不能分については云々と書いてあるわけでありまして、これは決議の提案者に対して質問をするのが当然かと思うのでありますが、そのような決議を実際に実行しようという努力を

されようとする自治庁におかれましては、この捻出不能分についてはどういふ解釈をおとりになつておるか、私はこの解釈としてはこれは当然事務的に考えた場合には全体としてみて、地方団体が節約をし得る分が幾ら、一割なら一割、二割なら二割というふうな分を、あとの分は捻出不能分としてみて、この金額を給体としてきめて、これを一定の基準によつて配分する、こういうふうな解釈しなければ——そうでなくてこれをただ個々の団体ごときめるといふことは、決議の趣旨からいへば、実行の不可能なことをしているものである、こういうふうな見地からそういう解釈をしております。これはやはり全体として考えていくべきであると考えておられますが、これを実行しようという意思を表明されておる自治庁としてはどういふ解釈をとつておりますか、それをお伺いしたい。

○後藤政府委員 個々の団体におきましては、この節約の可能な額が違つておる。しかしわれわれとしては全体を見まして、そして節約不能額という数字を出さざるを得ない。またそれによる財源措置が行われました場合には、節約が可能となるかどうかわからないところがございますが、しかし同じような方式で財源を流していくという方式にならざるを得ないのであります。従つて交付税の方式か何かで流すということになると思ひます。しかしその基礎は大量観察をして、大体どの程度が節約不能額であるかという判定をする以外に私はないと思ひます。

○北山委員 昨日私は休みましたが、給与の実態調査の中間報告があつたやうであります、この結果について、

まだ中間報告でありますから、これに基いた最終的な判断をすべき段階に立つておられないかもしれませんが、従来この委員会では、給与の問題については実態調査の結果を待つて云々ということ、を、再々政府としては表明されておるわけでありまして、そこでこの実態調査を自治庁としてはどのように取り扱う方針であるか、自治庁長官からお伺いをしたいのであります。

○太田国務大臣 お言葉の通り中間報告でございますが、大体三つの大きな事実がここに数字的に考えられ得ると思ひます。すなわちああいう方式によつて集めた実給額というものがわかつた、それから国家公務員の額もわかつた、それから財政計画上の数字もわかつた。この三つをにらんでみますと、実給額の調べと財政計画上の数字とは百九十億円の開きがございます。それから国家公務員の実給額と財政計画上の数字とは百六十億円の開きがございます。

問題は非常にたくさん出てくると思いますが、これは自治体そのものにおいてうまく処理してしまいたいと思ひます。こまかに見ますと、五大都市が非常にふえたために世間にも疑惑があつたやうですが、町村などにも低いところが相当あります。今の三つの数字をにらみ合せて方法を考え出したい、こう考えております。

○北山委員 そういたしますと、今の百九十億あるいは百六十億の財源措置をするように自治庁としては大蔵当局なり政府内部において、そういう要求をする御方針であるというふうな承わつてよろしいございませうか。

○後藤政府委員 一応この数字を基礎にいたしまして要求したいと思ひま

す。ただ問題の議論になります点は、公務員の数の問題がございます。財政計画上見ております数字と——それからこれは御承知の通り昭和二十二年ごろから積み重ねた数字であります。元の根拠になる数字はちゃんとあるのではありませんが、それから積み重ねて参りました数字と、実際の今度の調査の結果に基く数字との間に開きがございます。それについていろいろ議論があるわけでありまして、しかしわれわれの方としては実態の数字を基礎にした数字を出しておるわけでありまして、それが先ほど大臣からお話になりました数字であります。今の一般職の公務員の数字でありまして、そのほかに臨時の職員の問題がございますが、そういうものを合わせた財源措置でなければならぬので、さらにまたこまかく検討いたしまして、数字をはつきりさしていき

たい、かように考えております。

○北山委員 それじゃ給与の実態調査の問題については、さらにあとの機会にお伺いすることにして、そういう給与関係の要調整額というものを含めて先ほど来お話がありましたやうに、今年度末における赤字が来年度に繰り越される、自治庁としては大体そういうふうにお認めになつておるようでありまして、そこでお願いしたいのであります。自治庁長官は、本年はまあ応急の処置をやつて、来年度においては抜本的な行政の改革等もこれにあわせてするのだというお話であります。それは今の繰り越し赤字というやうなものも含めてやることであるかどうかそれから別の機会に長官は、その抜本的解決というのには地方制度調査会

の三十一年度に対する対策の答申案、これに基いてやるのだというお話であつたわけでありませう。そうするとあの答申案の内容を、これは大体論として見てみますと、まず第一に事務及び事業の圧縮ということでありませう。その次は機構の合理化、結局これは人員整理でございませう。それから相当な新税も設けて増税をするということがある。その上にたばこの消費税あるいは地方交付税等の措置も必要とあればと。こういうふうな大体四つの柱が出ておると思うのでありますが、長官の来年度における根本的解決というものはこの四つの柱によって行ふのであるか、これをお伺いをして行きたいのであります。

○太田国務大臣 大体その考えであります。もちろんあのままといいわけにいかないものもあるかと思ひます。たとえてみれば、よほど慎重に考えなければならぬのは、財源の中に農業事業税というものもございませうが、各種の委員会においても御質問がございませうけれども、これをすぐそのままと取り入れるというふうなことはよほど調べた上でなければできない。六百万戸、四千万人の農家に及ぶ問題でありますので、そんな点はございませうが、大体の柱と申しますか、筋と申しますか、計画はその線によってやっていきたいと思つております。

○北山委員 その事業の圧縮の方は、これは公共事業の圧縮ということに大体ならざるを得ないのじゃないかと思ふのですが、やはり公共事業費などは圧縮をする、こういう御方針でございませうか。

○後藤政府委員 公共事業費を圧縮する

ということではなくて、地方負担を少くしていくという方式でありまして、必ずしも事業を圧縮するというような考え方ではないのであります。結果的にたゞは現行の公共事業費だけを考へますと、予算の量が絶対量で同じであれば負担を少くすれば事業は圧縮されるということになるかも知れませう。しかしそういう考え方ではなくて、地方負担を少くしていく、という考え方に立ておると私どもは考えております。

○北山委員 この点は来年度の問題でありますから、通常国会等でお伺いします。

それからこの法案についてであります。再建債の見直しでございませう。今年度はあと四半期しか残つておらぬから二百億でもいいというふうなお話もあつたわけでありませうが、それと退職手当の起債の問題であります。これが今までの自治庁の調査としては、本年度大体どの程度に申し込みと申すか、見込み額があるか、その再建債と退職手当償について申し込みの状況等をお知らせを願ひます。

○後藤政府委員 再建債の二百億であります。法案の成立が遅れましたので、年内にはごくわずかの団体がおそらく申し出てくるだらうと思ひます。私も考えますと、地方の議会関係の準備がいろいろございませうので、二月ごろにたくさん出してくるようにな——早く二月、遅ければ三月ごろに集中するのじゃないかと思ひます。で私どもの見通しでは二百億を本年度全部消化できるかどうか、それだけの計画がちゃんと出てくるかどうか、これは今のところちょっと見当がつかみません。来年度の財源措置について相当模

様を見ての団体がございませう。従つて三十一年度の予算が大体きまりますればはつきりしてくるんじゃないかと思ひます。従つて二百億程度で大体ことは十分ではないかと一応考へるのであります。しかし法律が通りまると義務費になりますから、どうしても足りない場合にはふやしていくという方針で臨んでおります。

それから退職金は、これも年度が済んでしまわなければわかりませんが、地方団体の一時借入金をしたという申し出を見ますと、年度一ぱいで大体六十億ぐらいは要するんじゃないか。まだ町村あたりであります。希望を申し出ない向きがありませうが、大田市と県とだけを見ますと、現在六十億ぐらいの希望が出ています。私は思つております。これはしかし實際に整理をいたしまして、あとで、支払い義務が発生してか、初めて一時融資をする建前にしてあります。今まで一時借入れを認めましたものは十四、五億でありました。だんだん地方団体から希望を言つて参りますので希望額だけからい

と六十億一ぱいでも足りないのではなにかという心配をいたしております。

○北山委員 なおこの内容について、ちょっとお聞きしたいと思ふのですが、先ほど大臣は、来年度は根本的な解決を講じた、と言われませうので、実はこの規定の修正部分だと思ひましたが、第二十三条に「地方財政又は地方行政に係る制度の改正等により、地方財政の基礎が確立した年度以降」の地方債の制限の規定があるわけですが、それで一体地方財政、地方行政にかかりませう制度の改正等によって、地方財政の基礎が確立する年度、これの目

安ですが、どうでございませうか。来年度の地方財政制度の改正等によって、果して来年度において地方財政の基礎が確立する、というお見通しであるか、あるいはまだまだ先のことになる、というお見通しであるか。要するに第二十三条がいつから実行されるか、こういうことに関係すると思ふのですが、そのお見通しについてお伺ひしたい。

○後藤政府委員 御質問の条文の政令を出すか出さぬかという問題があるものであります。今のところ私どもはその政令は出さないつもりであります。従つて来年度の財政措置がどの程度行われるか、また行政機構の改革がどの程度行われるかによりましてきめるべき問題と考えております。来年度十分の措置が行われますれば政令を出したのであります。今の段階では来年度すぐ出すというふうなことを考えておりませう。

○大矢委員長 門司君。

○門司委員 私がこの際に聞いておきたいと思ふのは、参議院で実は附帯決議をいたしておりますが、大臣はこれに對して参議院でどういふふうにお答えになつておられますか。一応この機会に当委員会でも発表しておいていただきたいと思ひます。

○太田国務大臣 正確なことは記憶しておりませうが、再建促進法の方は、第一の附帯決議が、赤字が増したときに必要な額を早急に増額すること。第二は一般地方債については政府資金の利率を引下げて均衡を得しめる様努力すること。とあります。了承をいたしました。努力いたしますとお答えしたように思ひます。大蔵大臣も同じように言つたのでございませう。

第二の三十一年度の方の附帯決議は、衆議院の場合と違つておりますのは、例の十四億円の問題はこちに入つておらない。向うで新たに入りましたのは「昭和三十一年度において地方行政財政制度に関する根本的対策を樹立し地方財政計画に遺漏なきを期し、もつて赤字の繰出を防止すること。」これはこちらにございませう。もちろんそのことは再々申し上げた通りであります。

第二点は「今回の地方公務員に対する期末手当の財源捻出不能分については通常国会において必要な財政措置を講ずること。」これは衆議院における附帯決議と同様の趣意であり、同様の御返事を申し上げました。

それから「公共事業費の繰延べについては事業の実施に実質的に支障を来さざるよう万全の措置を講ずること。」これはむしろ大蔵大臣に対して言われたことですが、私も同様に支障を来さないようにというのを考えております。附帯決議の御返事としては非常に簡単に申し上げてございませうが、了承して極力努力する、こういう説明をもつて、お答え申し上げたのであります。

○門司委員 再建整備法の第二項に書いてあります問題は、例の地方制度調査会にもこういう意見がたしかあつたと思ひます。何か国の利率を六分に引き下げるといふことを書いてあつたように思ひます。先ほどの長官の御答弁の中にも地方制度調査会の答申その他のことが言われておりましたが、政府の方は大体そういう心がまえでございませうか。

○後藤政府委員 大蔵大臣は検討する

とかいう言葉で御返事があつたと思ひます。この点は私も見ますと、一般の金融機関の利子がだんだんと下つて参つておられます。これは公債の地方債につきましてもそうであります。最近の地方団体の借入金金の利子もどんどん下つてきております。従つて政府資金と一般金融機関から借り入れますところの資金との間の利子の幅が非常に狭くなつて参つております。従つてそちらの方の圧迫から私どもは当然に政府資金もやはり利子を下げていくという問題が出てくると考へております。また同時にその必要なコストの引き下げの問題も当然出てくると思つております。従つていつになるかわかりませんが、私もいつか下つていきたいと思います。利子の引き下げにつきましても努力いたしたいと考へておる次第であります。

○門司委員 これに関連して持っております例の公債債との問題で銀行協会との関係ですが、これは今八分五厘になつておると思ひますが、これについても交渉をされたことがあるのかないのか、そういうお考え等をお持ちになつておるのか、もしお考えになつておるとすれば一つお考えを発表しておいていただきたいと思います。

○後藤政府委員 公債の利子の問題ですが、これは一応適格債につきまして、これは東京都、五大市、それから五大市の所在する県の適格債の利子並びに条件の緩和を案は今年の夏からやつておるわけでありまして、夏前の国会の終つた直後には、ほんとうを申し上げますと、証券会社が利子を上げてくれという要望をしてきたのであります。それは一応何とかかんとか理屈をつけ、地方債は売れないから利子を上げてくれという言ふことなんでありまして、ちよつと見送ろうというのであるが、引つぱつておきましたところ、金利が下つてくる傾向になりましたので、一応適格債の条件の中で五年という条件を七年に直しました。さらにその後一般の金利が下つて参りましたので、十一月の終りごろから地方債の金利も下げてもらいたいということをやつておきまして、大蔵省がまとめてこれを金融機関と交渉したのであります。その結果大体まとまりまして、適格債は御承知の通り九十九円五十銭で八分五厘で七年になつておりましたのを、九十九円五十銭はそのままとしまして、八分五厘を八分に落しました。条件は、年限は七年、こういうことにしまして、発行者利回りからいいますと約一分くらい落ちた格好になります。それから応募者利回りから申しますと、大体五厘くらい落ちた格好になります。さらに手数料も、引き受け手数料を地方債はこれまで二円四十銭でございまして、それを一円七十五銭に落しました。こういうふうな措置をやりまして、十二月からこれを発行するということにきめられましたので、銀行協会に話をしまして、やはりこれと同じ条件で金融機関が引き受けてもらうように話をいたしております。これも大体問題はなかつたと思ひます。従つて一般の金融機関の方に通達を銀行協会に出したとかまだ確かめておりませんが、おそらく同時に出したのではないかと考へております。地方の団体から参りますものの話を聞きますと、日歩も下つておるようでありまして、条件もだいぶ緩和しているように、私どもは聞いております。さらに金利

の引き下げについて努力いたしたいと思つておられますが、これは社債とか金融債、公社債等の関係もございまして、そういう問題と一緒に参つて地方債の利子を下げようといひたいと思ひます。

○北山委員 きようは臨時国会もおしまいでありますので、一つだめ押しというか、申し上げておきたいのです。この臨時国会では地方財政の対策を中心としていろいろ論議された。結局この委員会においても附帯決議をつけ、そして今度の対策のあいまいな点について要望をし、これに対して大蔵大臣それから自治庁長官も趣旨を了承して努力をすると言われておる。従つてこの決議の趣旨については御賛成である。大蔵大臣が賛成し、自治庁長官が賛成しておる。それならばできないはずはないじゃないか。だれが一体じゃまをしてゐるのか。与党がじゃまをしてゐるのか。どこに障害があるであらうか、こういうふうなことを疑わざるを得ないと思ふのです。責任ある担当の大蔵、それから大蔵大臣がこの決議の趣旨に賛成をし、努力をしておるにもかかわらず、これがまだ具体化できないというのはいさうなところ。原因があるのだらうか。一つだめ押ししようでありますけれども、長官からお伺ひしたいと思ひます。

○太田国務大臣 言葉の言い回しは違つておりますが、一萬田君の考へも私の考へも、考え方においては同じでございまして、しっかりやりますから、どうぞさう御了承をお願いしたいと思ひます。

○北山委員 そのお気持は決して疑うものではないと思ひます。とにかくこの

神聖なる議場におきましてその趣旨に賛成をし、かつ努力すると言明された以上は、単なる国会の中の答弁として考へられないで、また一般の国民もそう考へないはずでありますから、さういふ席で金を握つておる大蔵大臣が言明をし、担当の自治庁長官が言明する以上は、与党の方で反対すれば別でございまして、そうでない限りは早急にできるものと私どもは期待しておる。國民も当然そうなることを期待しておる。國民のいない当然の常識ではないかというふうな思ひます。しかも年末を控えての問題でありますから、一つ努力を続けられまして、早急に結論をお出しになるように希望して、質問を終ります。

○中井委員 再建整備法案につきましては、前の国会のこの委員会でも慎重に審議をいたしましたから、もうお尋ねすることもないのでございまして、大臣もかわられましたので、二、三ポイントお伺ひしておきたいと思ひます。どうですか。この法案がきよう上程になりましたと通りましたら、一応地方財政に対する中央側のならみといひました。この程度で——われわれはこれでも実は反対なんではあります、この程度でけつこうじゃないかと考へております。それ以上何か抜本的にどうかういふ論議は非常にけつこうでありますけれども、現実の面としましては、この程度で行けるのではないかと、財政方面の御努力をいたさないと、今の御返事のように行けるのではないかと。せいでいこの程度というふうな私ども考へるのでございまして、さういふことについて、この程度で行ければこのまゝにしておくのだというふうなお考へ

であるのかどうか。自治庁長官から伺つておきたいと思ひます。

○太田国務大臣 はなはだ失礼なんです、今の御質問は、再建整備のたな上げのことはこの程度でいいではないかというお言葉でございまして、さういふこと

であるのかどうか。自治庁長官から伺つておきたいと思ひます。

○中井委員 さうではございません。この法案が継続審議になりまして、きよう参議院の方から回つて参りました。この法案が通りまして、地方制度の抜本的な改正をしなれば赤字は救ひ得ないということが一応の世論になつておりますけれども、金額のてこ入れの問題は別として、私どもは制度をさういじらなくても、地方財政の赤字の問題についてはこの程度金額だけでいいのではないかと、さういふような考へを実はいたしておる。これでも実は反対なんではありますけれども、さういふ意味において、これで行ければこのまゝでけつこうだと思ひますので、ちよつと念のために伺ひたいと思ひます。

○太田国務大臣 今御審議を願つておる法律はこの程度でいいと私は思ひます。ただ抜本的な問題は、三十一年度以降の処置として考へておるので、これは別の立場から申し上げておるわけでありまして。

○中井委員 実はさういふことをお尋ねいたしますのは、どうも最近地方財政が非常に困難である、その困難の原因は、私どもの考へでは、歴代の中央政府が地方について目もつけかけてやれば、さういふ制度の改正に至らなくともいい、さういふうちに実は私ども考へておるのであります。なるほど六百億という赤字は大へんな赤字であります。しかしこれを年度別に制りま

すと、一年百二、三十億の金であります。一兆円の予算にありましては、一%か一・五%以内の金なんです。これまで毎年々々地方財政はいわゆる生かさず殺さず、少々足らぬところでしょうして、数年たまったのが、今日の行き詰りであると思はれておるのではありません。いろいろ新しい憲法に基きまして制度の改革がありまして、その改革は実はまだ十分芽がふいておらぬと思ふのです。芽がふいておらぬうちに、財政に藉口することによって制度をいじることについては根本的に反対の気持を持っておるのであります。そういう意味において、先ほどからいろいろと議論がありまして、大いに努力なさるというのでありますから、その努力の結果が実を結びますならば、たとえば教育委員会の委員の皆さんは、教育委員会は絶対尊重しなくちゃいかぬというし、町村長会は、教育委員会は廃止をしてくれというし、知事会もつと議会の権限を少くしてくれというし、議会はわれわれのこの現在の制度でけっこうだという。そういうふうなさまざまな意見の中にあつて、私どもはやはり国民の立場から、新しい憲法の精神をすなおにながめていきますと、そう軽々に、地方はどうも赤字だ、これは制度が悪いのだ、変えてしまえという気にはなっていない。そういう意味において、私はお尋ねしたのであります。太田さんは就任以来一月ほどになられて、そのことについてどんなお考えをお持ちになれるか、最後にお伺いしたいと思ひます。

らみ合つた点もあると思ひまして、先ほど北山さんのお言葉に対して申し上げた通り、その点も大きな問題として考えていきたいと思ひます。私もまだ日が浅いのでございますが、六百億の赤字も大きい、一方に滞納の額も大体同じ額でございます。これは考えさせられる問題だらうと思ひます。滞納の額も五百億でございます。この金が入ればこの赤字は出なかつたとも言ひ得る問題でございます。ただしこれは積み重なつた問題であり、固定しておる問題でございます。税の動きというか、徴収の問題もあるもので、それと関連を持つてのこともございせんが、そんな点などを考えてみますと、制度というものと財政の実態というものは相当からみ合つていふと思ひます。制度をお話のように易々として捨てておくわけには私はいかないと思ひます。いろいろなお示しの点なども今後の問題として取り扱つていきたいと思ひます。

○中井委員 ただ一言だけ申し上げておきますが、今言つたように、特に保守党の皆さんは、制度に原因があるかのごとく思われておりますが、現実の問題は、ことしの国会でもいふ議論になりまして、地方議会の権限を縮小して浮いた金は幾らかとわれわれがお尋ねいたしますと、六億でありました。私は教育委員会その他のいろいろな制度についても、現実には数字を出さず、案外小さい数字が出て来はしないかと思ひます。従つて財政難を制度に藉口するということについては、よろしく私は慎重に御判断いただきたいというのを、最後に希望として申し上げます。

○門司委員 一つだけ聞いておきます

が、これはさつき後藤君からいろいろ話があつたことですが、来年度の予算の編成について、大臣も同じような答弁をされておられますが、地方制度調査会の答申の中には、私はどうも一つの感じとして、地方の財政をどうするかというところの中には、公共事業の圧縮とか何とかいろいろの問題があるでしようが、そういうことと別に、行政の切り下げが考えられてはいないかと思ふのだが、この点はどうなんですか。

○後藤政府委員 表面には、行政コストを切り下げるという考え方は出ておりますが、流れている思想は、やはり効率化ということを考えておられます。従つて、民主化と効率化をどううまくあはれしようという気持からの御答申がたたくところあります。従つてそういう意味からコストの問題にもからんでくるのじゃないか。しかし私どもは直接そういう言葉は聞きませんでしたが、能率化の点から、やはりそういう結論が出てくるかもしれないと思ひます。

○門司委員 私の心配するのはそこであつて、どうも行政の切り下げが行われるというふうなことになるはしないかと考えられる。もしこの際これ以上行政の切り下げを行うというふうなことになる、私はどんなに手当をしていっても、現実の問題としてでなないと思ふ。これはあるいは机の上だけでできるかもしれないが、實際上の地方自治体の性格からいへば、私は行政の切り下げだけはこの際すべきではないという考え方を持っております。

ますので、これは御答弁は要りませんが、一つ十分に御了承願つておきたいと思ひます。

○大矢委員長 他に質疑がなければ、これにて本案に対する質疑を終了したいと存じますが、御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○大矢委員長 御異議がなければ、これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

次に討論に移りたいと思ひますが、別に討論の通告もございませんので、討論はこれを省略して、直ちに採決したいと存じますが、御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○大矢委員長 それでは採決いたしました。地方財政再建促進特別措置法案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○大矢委員長 起立多数。よつて本案は多数をもって原案通り可決することと決しました。

○大矢委員長 次に請願の審査を行います。

本日の請願日程第一、積雪地方のスキー場建設に対する起債措置に関する請願外二十五件の請願について審査いたします。

これより請願審査小委員長より報告を聴取いたします。唐澤俊樹君。

○唐澤委員 ただいま議題になつております、請願に関する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。請願に関する小委員会は、昨十五日七名の小委員をもつて設置され、本日小委員を開いて審査いたしましたのであります。

今国会において委員会に付託された請願は、全部で二十六件であります。その内訳は、地方債に関するもの五件、地方交付税に関するもの十二件、地方税に関するもの五件、その他地方財政に関するもの三件、合併市町村育成に関するもの一件となつております。

審査の方針といたしましては、請願は申すまでもなく、国会に対する国民の真摯なる要望の声でありますので、その趣旨のなるべきものはできる限り広くこれを採択することとし、疑義あるものについては、今後さらに検討を加へることとしたのであります。

その結果を、便宜本日の請願日程について申し上げます。日程第一ないし第三、第五ないし第一〇、第二十二ないし第二八、第二十二ないし第二五は、採択の上内閣に送付することに決し、日程第四は採択に決しました。

以上簡単であります。御報告申し上げます。

○大矢委員長 ただいま小委員長より、請願の審査の経過並びに結果について報告を聴取いたしました。小委員長長の報告の通りに決するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○大矢委員長 御異議がないものと認め、さよう決定いたします。

なお本委員会に参考のために送付された陳情書は、全部で二十九件でございます。この際御報告を申し上げます。なお、本日議決いたしました法案及び請願に関する委員会の報告書の作成につきましては、委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議はございませんか。

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議なきものと認め
さよう決定いたします。

○大矢委員長 次に警察に関する調査
を進めます。発言の申し出があります
のでこれを順次許します。門司君。

な出席は大府事務大臣、高辻法制
局長の出席を見ております。

○門司委員 私がこの際大臣にお聞き
をしておきたいと思ひますことは、こ
れはむしろ大臣というよりも、一つ内
閣に聞かなければならないことかもし
れませんが、今度大臣のもとに政務次
官が発令になっております。そしてこ
れは府委員として発令になっており
ます。私は今日の警察制度の上から考
えて、政務次官が必要であるかないか
という点につきましては、実は多大の
疑問を持っているわけでございます。

それはなるほど国家行政の組織の上か
ら申し上げますと、第十七条には明ら
かに「各省及び法律で内閣総理大臣そ
の他の國務大臣がその長に當ることと
定められていた行政機関に政務次官各
一人を置くことができる」と書いてあ
ります。従つて、この十七条だけを
見れば、一応次官が置けるやに私も
解釈することができるとあります。

ところが同じ十七条の三項には「政務
次官は、その機関の長たる大臣を助け、
政策及び企画に参画し、政務を処理す
る」と、こういうふうな政務次官の任
務が規定してあるのをご存じです。こ
の規定してあります任務と警察法の第
五条ないし六条との関係を考えてみま
すと、今日の警察法の趣旨から申しま
すと、この政務次官の任務として書か

れておりますことはほとんどないの
ではないかというふうには私に考えるの
であります。従つて大臣のもとに政務次
官が置かれておられますことについて、
政府はどういうお考えで政務次官を置
かれておられますのか、この際御説明を
願つておきたいと思ひます。

○大府事務大臣 これは私から申し上げ
るよりもむしろ内閣から申し上げた
方が適當かと思ひますから、根本官房
長官に来てもらつて御説明申し上げさ
せるつもりでございましたけれども、ち
やうどきよは最終日だものですから
非常に取り込んでおるようでありま
す。それで法制局から、次長が参つて
おりますから、失礼でございますがそ
ちらから御答弁申し上げます。

○高辻政府委員 ただいまの御質疑、
国家行政組織法の当該条文をおあげに
なりまして、法律的には置けるように
見える、しかし職務がどうなるのであ
ろうかというふうな御質疑と承つた
わけでございます。仰せの通りに国家
行政組織法の規定によりまして、政務
次官が置かれますのは各省のほかは
らに法律で内閣総理大臣その他國務大
臣がその長に當ることと定められてい
る行政機関には置けることになってお
りますので、従つて法律の明文上国家
公安委員会もそのような行政機関であ
ることは明らかでございますから、そ
こに政務次官が置けることもこれまで
明らかであるところであると思ひわけ
てでございます。

さらにそれはそうにしても職務がど
うであるかという御懸念のようでござ
います。これはまさに仰せの通り
に各省の大臣は省務を統括するといふ
わけで、そこには政策的なあるいは企

画的な面が相當豊富にあるといふこと
は確かでございます。国家公安委員
会の委員長職務は会務を総理するとい
ふこととございまして、多分に事
務的であるといふことも確かでございます。
従つて政務次官は、その機
関の長を助けて、政策及び企画に参画
するといふことになっておりますので、
その面の働き方の分野というものは、
各省に置かれたものよりも狭いと思
ひます。但し政務次官は、そのほかに政
務を処理するといふ職務を持っております。
まして、たとへば国家公安委員会にお
ける委員長は國務大臣としての資格を
あわせ有しております。国会及び政
府との間の連絡交渉に當るといふ、政
務を処理するといふ面を持っております
ので、政務次官もその面では多分に
働かれる分野を持っておりますわけ
で、決して無意味なことではない。言
いかせてみますと、法律的には可能で
あるし職務が全然ないといふわけでも
ない、こういうふうな考えをわけでござ
います。一応お答え申し上げます。

○門司委員 その点ですが、警察法を
もう一度ごらんを願ひたいと思ひま
す。警察法の中には「内閣総理大臣の
所轄の下に、国家公安委員会を置く」と
いうことが明瞭に書いてあります。
従つて内閣総理大臣のもとに置かれた
国家公安委員会であり、その国家公安
委員会の委員長はまたまた國務大臣を
もつて當てる、こういうことになって
おります。従つて國務大臣たる国家公
安委員長の性格は、国家公安委員会の
権限に限られた大臣の一つの権限だと
私は考える、これが私は正しいと思ひ
のです。そうなつて参りますと、この

公安委員会の職務権限というものはす
べて五条にあげられております。これ
以上一体はもとに政務といふものが
あるかないかといふことは、私も実
際上の問題として疑問を持っております。
すでに法制局の方はよく御存じだ
と思ひますが、二項には「国家公安委
員会は、前項の任務を遂行するため
に、左に掲げる事務について、警察
を管理する」と書いて、そして「警察
に関する諸制度の企画及び調査に関
すること。」「警察に関する国の予算に
関すること。」「その他」といふことが
書いてあります。従つて今日国家公安
委員会の職務、企画といふようなもの
は私はこれ以上には出ないと思ひます。
従つての旧警察法の場合はどういふこと
はなかつたのであります。当然担当大臣
がおられ、これら問題については担
当大臣が国会に出られてお話を願ひ、
それを閣議に御報告されるという形が
ありましたので、旧来の形においては
こういうものははずされておりました
が、今度これは明確に委員会の仕事
になつておる。そういたしますと委員
長たる大臣の資格は、委員会の形から
申し上げますれば、委員長は不在の場
合は代理の委員長をあらかじめ指定し
ておかねばならぬと警察法にも
明らかに規定があるのであります。従
つて委員長の代理ができておるはずで
あります。いわゆる大臣の補佐をされる政
務次官の余地がそこにあるかどうかと
いうことです。委員長の代理がちゃん
とあるのです。従つてわれわれは政
務次官の余地はほとんどないと思ひ
ます。私が心配をいたしておりますのは、今
の法制局のような答弁であります。一
万一拡張解釈が行われて、そしておれ

は大臣のかわりであるといふようなこ
とで、国家公安委員会にちがひが入
れられることになると、とんでもない
ことになる、私はその点を心配するの
であります。この点は警察法の改正
されたときに非常に問題であつたと思
ひます。大臣をもつて當てるということ
は、行政委員会の組織自体から考えても
おかしいのであります。執行権を持つ
國務大臣がその行政委員会の長に當ると
いふことは、これは警察法自身がおか
しいのであるが、そのおかしい上にも
う一つおかしいことをくつつけてや
つていこうとする政府の意図が私はわ
かぬのであります。もし今のよう
な答弁でありますならば、その政務次
官の持つております権限の範囲あるいは
代行のできる範囲をもう少し明確に知
らしておいてもらいたいと思ひます。

○高辻政府委員 先ほどの私の法律上
のといひますが、そういう解釈に關連
してお尋ねでございますので、さら
に御答弁をさせていただきます。さ
らに願ひたいと思ひますが、先ほど
申し上げました通りに、国家公安委員
会がいわゆる行政委員会の一つとし
て、まさに仰せの通りに合議制の機
関としての委員会活動をするといふこと
は当然のこととでございますが、政務次
官の職掌としてあげられておりますの
は、その機関の長を助けて政策及び企
画に参画し、その他政務を処理する、
こういうことに相なつております。

従つて先ほど申し上げました通りに、
各省に置かれます政務次官であれば大
臣を助けてやるわけでございます。し
かし、国家公安委員会に置かれた政務次
官につきましては、委員会ではなくし
て委員長を助けて政策及び企画に参画

は大臣のかわりであるといふようなこ
とで、国家公安委員会にちがひが入
れられることになると、とんでもない
ことになる、私はその点を心配するの
であります。この点は警察法の改正
されたときに非常に問題であつたと思
ひます。大臣をもつて當てるということ
は、行政委員会の組織自体から考えても
おかしいのであります。執行権を持つ
國務大臣がその行政委員会の長に當ると
いふことは、これは警察法自身がおか
しいのであるが、そのおかしい上にも
う一つおかしいことをくつつけてや
つていこうとする政府の意図が私はわ
かぬのであります。もし今のよう
な答弁でありますならば、その政務次
官の持つております権限の範囲あるいは
代行のできる範囲をもう少し明確に知
らしておいてもらいたいと思ひます。

○高辻政府委員 先ほどの私の法律上
のといひますが、そういう解釈に關連
してお尋ねでございますので、さら
に御答弁をさせていただきます。さ
らに願ひたいと思ひますが、先ほど
申し上げました通りに、国家公安委員
会がいわゆる行政委員会の一つとし
て、まさに仰せの通りに合議制の機
関としての委員会活動をするといふこと
は当然のこととでございますが、政務次
官の職掌としてあげられておりますの
は、その機関の長を助けて政策及び企
画に参画し、その他政務を処理する、
こういうことに相なつております。

は大臣のかわりであるといふようなこ
とで、国家公安委員会にちがひが入
れられることになると、とんでもない
ことになる、私はその点を心配するの
であります。この点は警察法の改正
されたときに非常に問題であつたと思
ひます。大臣をもつて當てるということ
は、行政委員会の組織自体から考えても
おかしいのであります。執行権を持つ
國務大臣がその行政委員会の長に當ると
いふことは、これは警察法自身がおか
しいのであるが、そのおかしい上にも
う一つおかしいことをくつつけてや
つていこうとする政府の意図が私はわ
かぬのであります。もし今のよう
な答弁でありますならば、その政務次
官の持つております権限の範囲あるいは
代行のできる範囲をもう少し明確に知
らしておいてもらいたいと思ひます。

○高辻政府委員 先ほどの私の法律上
のといひますが、そういう解釈に關連
してお尋ねでございますので、さら
に御答弁をさせていただきます。さ
らに願ひたいと思ひますが、先ほど
申し上げました通りに、国家公安委員
会がいわゆる行政委員会の一つとし
て、まさに仰せの通りに合議制の機
関としての委員会活動をするといふこと
は当然のこととでございますが、政務次
官の職掌としてあげられておりますの
は、その機関の長を助けて政策及び企
画に参画し、その他政務を処理する、
こういうことに相なつております。

し、政務を処理することになるわけでございます。

ところが先ほどの繰り返しになりますが、委員長としましては会務を整理するといふようなきわめて事務的な仕事でございますので、その間に企画、政策というものが出てくることは各省に置かれる政務次官と比べますと非常に少ない、ほとんどないといつてもいいかと思ひます。それは仰せの通りだろふと思ひます。但し、やはりこれは警察法ができましたときに、たしか門司さんが非常に御熱心に御議論になったところだと思ひますが、大臣が国家公安委員会の委員長になること自身についての多分の御懸念がございまして、しかしそれはもう法律として出ておきますので、国務大臣が置かれましてというの、実は政府の意図なりを国家公安委員会にいい意味で反映させる、また国家公安委員会の意図を政府に伝えるという一面で、行政の円滑な行き方をそこに実現したいというところでできたように拝承いたしておりますが、そういう意味で国務大臣が国会や政府と政策、政務的な事項についていふんなら処理する面が絶無とはいへない、そのためにむしろ警察法はそういうことを考えたといつてもいいくらいなわけでございます。

まあそのときのことになりますからそれ以上詳しくは申し上げませんが、そういう面では政務次官が政務を処理するといふ面はないとはいへない、むしろあるといふなければならぬ。そういう面では政務次官が働く分野はあるわけでございますから、国家公安委員会に置かれることが、少くも法律的に違法であるといふことは言へない、

また無意味であるといふことも言えないだらう、こういうわけでありませう。

○門司委員 いんだか悪いだか一向わからぬのです。仕事がないとかろに置いてもしようがないと思ふんだが、同時に危険があると思ふのです。危険がなければいいのですが、私は危険があると思ふ。その問題は今のような御答弁をされておられますが、置くとか置かぬとかいうよしあしは別として、大臣が法律に基いて置くといふことにすでに結論が出てゐるから、この法律に基いてといふことを一つの現実の問題として私どもは検討したいと思ひます。

そう検討して参りまして、少くとも国会における政府委員として、今の大臣の担当されておられます範囲というの、私はこの国家公安委員会の範囲を出るものではないと考える。これは担当大臣でありませんで委員長としての大臣でありますから……従つて国家公安委員会の行政の範囲を出ないものだとするならば、そこに政務次官の必要は毛頭生じないと思ふ。明らかに警察法の中にも書いてありますように、あなたの方では詳しいと思ふが、公安委員長の場合あるいは事故のあった場合は、これにかかり得る者はあらかじめちゃんと規定してあるのです。政務次官に大臣がきよ都合が悪いからかきりに行つて来いといふわけにいかぬのです。法律上ちゃんと代理が定められてなければならぬ。そうすると大臣のかわりといふものがちゃんとできている。大臣がおいでになつてやられるならばいいことであるし、あるいは警察の予算についても企画についてその大臣がおいでにならなければ代理の人が処置をされればいいのであり

ます。何のために政務次官の必要があるか、この点は今の答弁だけでは私は承服しがたいのであります。それで心配をいたしておりますのは、さつき申し上げましたように、もし政務次官が拡張解釈されてこの公安委員会の中に少しでもくちばしを入れられたり、あるいは大臣のかわりにおいでになつて公安委員会に關して、もし答弁を間違つてされるということになりますと、これは重大な問題を起すと思ひます。だから、この点はあなたの方で大丈夫と思つておるのですか。

○大藤國務大臣 大丈夫でございますからどうぞ御安心下さい。国家公安委員会は御承知の通り五人の民間から出ている公安委員の諸君と委員長たる国務大臣で組織されております。そうして委員長たる者の代理は他の公安委員の一員が指名されておまして、すでにたゞいまでもおられます。ちゃんとそれが代理をやつております。政務次官はこれに何ら關与しておりません。それで公安委員会には政務次官は出て参りません。委員会の構成分子ではございせんから、これに入るわけはないのであります。これは門司さんも御承知でしょうが、警察は公安委員会が管理しておるのでございまして、この構成委員に何の關係もない政務次官は、警察の管理については全くその人でございませう。だからこれが秩序を乱すとか、委員会制度の根柢をゆるがすとか、そんなことは断じてございせんから、どうかその点だけは御安心願ひたいと思ひます。

○北山委員 そうしますと、新聞であの当時私拝見したのですが、大藤國務大臣は国家公安委員会に政務次官を置くといふ話が出たときに、たしかこれに賛成されないうで反對をされたようなお話を聞いておるのです。それがどういふ理由でこれに賛成をし、政務次官を設置されるようになったのか、これの経過についてお伺ひしたいと思ひます。

それから同時に、お話のようであれば、今度の政務次官といふのは大藤國務大臣の秘書官といひますか、たとえば国家公安委員会に居るもう一人の秘書官を取つておるのですけれども、これは秘書官的な仕事しかできないのじゃないか。政府委員になつておられますけれども、この委員会に來て警察の話などを聞くといふときに一体政務次官に何を聞いたらいいの。国家公安委員会の會議にも出席しない、警察管理にも關連を持たないような次官にわれわれは一体何を質問したらいいか、それがわからないのです。従つてこれはどうしても國務大臣のカバン持ちという程度にしか考えられないんじゃないか、さう思ふのですが、どうでしょう。

○大藤國務大臣 仰せの通り、新聞でござんになりましたでしょうが、公安委員会に政務次官を置く必要はあるまいという主張を私はいたしました。けれども政府の方では十七人まで政務次官が置ける、従来は首都建設委員会に置いたけれども、実績に堪へない、また大局から見まして公安委員会に置いた方が政務処理をするのに効果的である、さう判断して、それで置きたいといふのです。そこで私はそれとけつてうである。ただ要點は門司さんが非常に御心配下さいました警察を公安委員会が管理していくといふ大原則を乱すといふようなことがあつてはいけな

い、これが根本だと私は考えました。そこでその点は強く政府にも——私も政府の一員かもしれませんが、まあ内輪話を申し上げますと、その点を強く押したのであります。ところが政府の意図は、今申しましたように首都建設委員会に置くよりも効果的であると判断しておるだけであつて、政務次官を置いて、それで公安委員会でもって警察を管理するといふ大原則を乱そうなどという考えは毛頭ないといふことがはっきりわかりました。それならばそれがわかるように、現在公安委員会において一生懸命やつておる公安委員など政府が何か意圖を持ってやつておるのではないかといふような誤解があつてはいけないうので二日だけ待つてもらいました。そして研究いたしましたところが大原則に触れる意思はないといふことがはっきりわかりましたし、運営もまたこれでつくと思ひましたから私は賛成したわけでありませう。

それから秘書官の存在といふことでしたが、これはそんなものではございせん。秘書官はカバン持ちと言われませんが、秘書官といへども私はカバン持ちではありません。私は自分で持ちます。それでありませうから、いやしくも政務次官をカバン持ちなどといふことは、それだけではどうぞおっしゃらずに下さい。政務次官になつた人がかわいそうでございます。

○北山委員 どうもわれわれとしては国家公安委員会に政務次官を置いて、次官になつた人が何をやるのか制度上わからない。そこで仕方がないからカバン持ちだろうと申し上げたのでありまして、まあこの言葉が適當でなければ私は取り消します。しかし今の

臣のお言葉によれば、自分としてはあまり賛成ではなかった、しかし十七人まで政務次官が置けるので、首都建設委員会に置くより若干効果がありそうだから国家公安委員会に政務次官を置くことにしたという程度の理由で置いた、そういうふうなお話に伺えるのですが、それでけっこうですか。

○大蔵国務大臣 どうもおっしゃいましたことが非常に無さうさのようですけれども、首都建設委員会よりこちらに置いた方がよろうという判断は正しいと私は思っております。各省におります政務次官の一人々々について見ますと、仕事の重い人もあればひまな人もおるかもしれませんが、これは程度問題ですから、どうぞこの程度でかんべん願いたいと思います。

○北山委員 そういふふうに国家公安委員会の会議の仕事にはタッチしないような政務次官でありますから、従って警察に關してこの委員会等に出席なすつてもこれは意味がない。われわれとしても何を聞いていいかわからない。ですから大臣としては政務次官を警察等の問題についてこの委員会に出席をさせるという事はなさるな、そういうことは実際上できないのではないかと申すのですが、大臣はどういうふうにその辺考えておられますか。

○大蔵国務大臣 御要求があれば、いつでも差し出します。

○門司委員 私はもう一度法制局に実質論について聞いておきたいのだが、国家行政組織法の第十七条の解釈と警察法の六条との兼ね合いですが、警察法は明らかに「内閣総理大臣の所轄の下に」と書いてあります。内閣総理大臣が所轄しているのは間違いないので

す。またまた行政委員会の委員長が国務大臣であるという事なんです。従って警察に關する限り、大臣の職務権限というものは委員長としての職務権限以外にはない。これは上は総理大臣が所轄しているのですから、大臣としての職務権限はないと思う。そこにどうしても政務次官を置かなければならぬという事は、十七条の解釈について疑義があると思うのですが、一体法制局はどう解釈されておりますか。

○高辻政府委員 先ほどのお話にも、実はそういうことを含めて申し上げたつもりでございますが、十七条の政務次官の職務から見まして、警察法で委員長の職務というものはこういうふうに限定されておるから、政務次官が置けるような職務というものはありつけないじゃないかという事なんでしょう。思いますが、そうじゃありませんか。

○門司委員 そうじゃないのです。その点は、ほとんど仕事がないということとはわかつてゐる。もう一つ、大臣の身分の關係ですが、大臣であることに間違いない。しかし大臣としての身分と同時に、もう一つの大きな問題は、国家公安委員会の委員長としての身分、これが大臣の身分になつてゐる。従つて普通の各省、あるいは他の行政機關に置かれる大臣の身分とは私は違ふと思ふ。警察行政全体の大員であるのか公安委員長としての大臣であるのかという解釈が、ちょっと食い違ひが出てきはしないか。それを考えますのは、やはり公安委員会という組織は内閣総理大臣の所轄のもとに置かれておるということであつて、従つて各省の大臣と性格上違つていなければならぬと私は思ふ。各省大臣と性格上違つ

ておるといふことになれば、十七条を直ちに適用して、あなたの言うように置いてもいいのだということが言えるかどうかという、もう一つの疑問がある。この疑問に対してお答えを願いたい。

○高辻政府委員 国家公安委員会委員長に國務大臣が充てられておるといふその國務大臣は、各省の大臣つまり主任の大臣としての大臣と違ふという事は、明らかでございと思ひます。しかしそれにしても、それではそういうところに政務次官を置けないじゃないかという事、そういうことにはならないのであつて、国家行政組織法上からは先ほど仰せになりましたように置けるといふことになつておる。だだ全然やるべきでないに置けると言つても意味をなさないけれども、そういう点から考えましても何も仕事がないという事にはもちろんならない。何となれば、なるほど委員長の職務というものは、会務を總理するといふように非常に事務的なものであるから、そこに政策的、企画的なものが働く分野というものが非常に少いことは事実だろ

うと思ひますが、しかしまたまこの委員長は同時に國務大臣でありまして、國務大臣を置いた理由によつて、その委員長の職務が、その國務大臣の職務と違ふところがある。その國務大臣はすなわち国会なり政府なりとのそれぞれの政策的ないろいろな連絡、交渉に當る任務を持つておるわけなので、その面における分野において政務次官が機關の長を助けて政務を處理するといふことがやはりあるわけでありまして。そういうことで政務次官は国家行政組織法上違法とは言えないし、警察法との兼ね合いから見ましても職務を遂行す

る余地がないといふことは、なるほどいふことにはなるわけでありまして。○門司委員 もう一度だけ聞いておきますが、どう考へてもわれわれには意味がわからないのです。少くともこのまま読めば一応そういう解釈ができるかもしれないが、大臣の身分といふものと警察行政といふものとをかね合せて考へてくると、さつき申し上げましたように、公安委員会の仕事といふものは、ちゃんと書いてあるのですが、企画立案もするし、予算の關係も持つておりますし、この仕事を遂行されるのは公安委員会の委員長としての大臣の仕事であつて、このほかに警察に關する大臣の仕事といふものは、實際上の問題としてほとんどないと思ひます。前の担当大臣のときの方が理屈が立つたかもしれないが、担当大臣でなくなつて委員長になられた以上はそういうことではないと私は思ふ。ただ大まかに申して、もし意見があるとするならば、大臣はこういうことを言つておられますといふような取次ぐらいはあるいはできるかもしれないと思ひます。同時にまた念を押しておきますが、われわれが心配しておりますのは、警察は厳正であり、中立でなければならぬといふことである。ことに行政委員会として置いておられます公安委員会あるいは警察制度の趣旨にささかとも違ひのないように、この政務次官の運営といふものを大臣にお願いすることは無理かもしれませんが、一つこの機会に内閣は氣をつけていただきたいと思ひます。もしこれが間違つたらえらいことになりまして、その点だけを念を押しておきます。

○大蔵国務大臣 門司さんの仰せの通りだと思ひます。私どもはちゃんと肝に銘じておりまして、疎漏のないようにやるつもりでありますからどうぞ御安心下さい。

○大矢委員長 なおこの機会に私から一言ごあいさつと御礼を申し上げま

す。おそろく臨時国会はきよきよをもつて終ると思ひますが、本委員会には御承知のように重要な案件がございまして、ふなれな私に皆さんが御協力下さつて審議することのできたことを衷心から御礼を申し上げる次第でございます。

これをもつて散会いたします。
午後一時三十七分散会

【参照】
地方財政再建促進特別措置法案（第二十二回国会參議院議決案）に關する報告書
請願に關する報告書
【都合により別冊附録に掲載】